若しそう此儘に捨て置くときは会社は一そう出でて壊滅に帰すべきを憂慮し従業員一同離散の不幸を見るに至るべきを深く患いたるの時、ここに一人ありて我社のこの不幸を救い出す事、情において忍びざれば断然会社を閉きて社長責任の全部を負担すべきを決心し

一、当分株主への配当をなさざること。（当分とは業務が常態に復するまでをいう。）

二、重役手当は当分全廃すること。

三、店費三割減を決行すること。（善き家賃地代等は荒川一派辞するや即時減額）

四、従業員の給料の内、陸員は一割五分減以上、四項は社長一任とすること。

五、前項に至る実行をなすに当たり、四項に就ては苟くも人事に関することは、各〻存在を尊重するの調和を以て社長が暫くの公職を離れ諸士と会社の事情を審かに説明すること。

六、重役は株主と共に株主と重役とを苦楽を被るべきこと。

七、以上の条件に賛同せざる株主は、何ともせば全部本案終了するまで会社は毎月二三百円の欠損を免れ得ざるべきを想せざるべからず。

斯くして諸士に謀るに両日の歩度期間を以てし再び会して其回答を促がし且つ前言を繰り返して懇諭し尚協調の趣旨の下に前記の減給率を改め陸員一割五分海員一割減を以てするに不幸諸士は「貴方の后数日を置き連署書面を以て「言外生活を損くして我儘承服し難し」と回答せらるるに前后して口頭を以て五分の減承服の意を洩せるを以て社長は斯る重大なる事を信ずるものなれば、如